

厚生労働省告示第三百六十号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条（厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。

平成十六年九月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

第一項各号列記以外の部分中「附則第四条第一項」の下に「及び厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第四条」を加え、「第三号の三まで及び」を「第三号の四まで」、「に」、「第五号の三まで」を「第五号の四まで及び第十一号」に、「第九号の三」を「第九号の四」に、「第四号の三まで及び第六号」を「第四号の四まで、第六号及び第十一号」に、「第八号の三」を「第八号の四」に、「第十二号」を「第十号の四」に改め、同項第三号の二中「法附則第三十条第一項」を「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年改正法」という。）第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項」に、「次号」を「次号及び第三号の四」に、「法第三百二十九条第七項」を「平成十六年改正法第八条の規定による改正前の

法第三百三十九条第七項」に改め、同項第三号の三中「基金（平成十五年四月までに法附則第三十条第一項の認可を受けた基金を除く。以下この号において同じ。）が解散した日の翌日（法附則第三十条第一項の認可を受けた基金にあつては、当該認可を受けた日）が属する月の前月」を「平成十七年三月（同月までに平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金にあつては、当該認可を受けた日）が属する月の前月」に、「法第三百三十九条第七項」を「平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法第三百三十九条第七項」に改め、「合算した額」の下に「（平成十五年四月までに平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金については零とする。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の四 平成十七年四月から基金が解散した日の翌日（法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、当該認可を受けた日）が属する月の前月までの期間に係る各月の分の掛金及び法第四百十条第一項の規定による徴収金のうち、当該月の当該基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額（法第三百三十九条第七項又は第八項に規定する申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であつて、同条第七項又は第八項に規定する期間に係るものを除く。）に免除保険料率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額（平成十七年三月までに平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金及び平成十七

年四月に法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金については零とする。）

第一項第四号中「法附則第三十条第一項」を「平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項」に、「から第五号の三まで及び第九号から第十二号」を「及び第四号の三、第五号から第五号の三まで、第九号から第九号の三まで並びに第十号から第十号の三」に改め、同項第四号の三中「連合会が解散した日まで」を「平成十七年三月三十一日まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の四 平成十七年四月一日から連合会が解散した日までの間に法第六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成十六年九月厚生労働省告示第三百五十八号。以下「平成十六年告示」という。）第一号及び第二号に掲げる額を合算した額（厚生年金保険の被保険者であった期間であつて当該老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間（法附則第三十二条第一項又は平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であつた期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。）に係るものに限る。第五号の四、第九号の四及び第十号の四において同じ。）に、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額

を合算した額

第一項第五号の三中「基金が解散した日まで」を「平成十七年三月三十一日まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の四 平成十七年四月一日から基金が解散した日までの間に法第六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に、当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第一項第七号中「昭和六十年法律第三十四号」の下に「。以下「昭和六十年改正法」という。」を加え、「法附則第三十条第一項」を「平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項」に、「から第八号の三」を「及び第七号の三並びに第八号から第八号の三」に、「次号及び第七号の三」を「次号から第七号の四まで」に改め、同項第七号の三中「基金又は連合会が解散した月」を「平成十七年三月」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の四 平成十七年四月から基金又は連合会が解散した月までの期間の全部又は一部の期間に係る各月の分の老齢年金給付を支給する当該基金又は連合会の当該月の分の老齢年金給付の受給権を有する者であつて、老齢厚生年金等の受給権者であるものについて、それぞれ平成十六年告示第

一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額の合計額（六十五歳未満の者については、平成十六年告示第一号イの規定の例により計算した額の合計額。第八号の四において同じ。）を十二で除して得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第一項第八号及び第八号の二中「〇・八七五」を「昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率」に改め、同項第八号の三中「基金又は連合会が解散した月」を「平成十七年三月」に、「〇・八七五」を「昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の四 平成十七年四月から基金又は連合会が解散した月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付（第七号の四に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。）を支給する当該基金の加入員若しくは加入員であつた者又は当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者若しくは解散基金加入員のうち、老齢厚生年金等支給開始年齢到達者について、それぞれ平成十六年告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第一項第九号の三中「基金が解散した日まで」を「平成十七年三月三十一日まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の四 平成十七年四月一日から基金が解散した日までの間に法第六十条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を移転した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額を交付した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第一項第十一号を同項第十号の二とする。

第一項第十二号中「連合会が解散した日まで」を「平成十七年三月三十一日まで」に改め、同号を同項第十号の三とし、同号の次に次の二号を加える。

十の四 平成十七年四月一日から連合会が解散した日までの間に法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十一 平成十七年四月一日から基金又は連合会が解散した日までの間に法附則三十条第一項（同条

第三項において準用する場合を含む。）の規定により交付された令第六十条の二第二項に規定する額に、当該額が交付された日の属する月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第二項中「第十二号」を「第十一号」に改め、第三項中「第十一号」を「第十号の二」に改め、第四項中「第十二号」を「第十号の三」に改め、第七項中「前項」を「第五項」に、「及び第八項」を「から第十項まで」に改め、第八項中「第三号の三まで及び第五号から第五号の三まで」を「第三号の四まで、第五号から第五号の四まで及び第十一号」に、「第九号の三」を「第九号の四」に改め、第九項中「以後の」を「以後に」に、「以後に」を「以後平成十七年四月一日前に」に、「第三号の三まで及び第五号から第五号の三まで」を「第三号の四まで、第五号から第五号の四まで及び第十一号」に、「第九号の三まで」を「第九号の四まで」に改める。

第十項中「第十二号」を「第十一号」に改め、同項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 平成十一年十月一日以後に合併等があつた基金（平成十七年四月一日以後に合併等があつた基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の四まで及び第十一号」とあるのは、「第三号の四、第五号の四及び第十一号」と

、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の四、第八号の四及び第九号の四」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の四中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の四及び第八号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の四中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。